

五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 少子化の要因となっている晩婚化、未婚化に対する取り組みとして、結婚活動を行う独身男女に出会いの場を積極的に創出する事業又は結婚を推進するための事業を行う団体に対し、当該年度の予算の範囲内で五戸町婚活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、五戸町補助金等に関する規則（平成16年五戸町規則第45条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、町内に活動主体等を有する公共的団体、本事業を実施する実行委員会等の団体、その他町長が適当と認める団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体
- (2) 五戸町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条に該当する団体
- (3) 公序良俗に反する団体
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が適当でないと認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、独身男女の健全な出会いの機会を創出する交流会、結婚へのきっかけづくりを支援する講演会等であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 20歳以上の独身男女を対象とすること。
- (2) 交流イベント等の参加者は概ね10人以上とし、その概ね2分の1以上が五戸町に在住又は勤務するものとする。
- (3) 交流イベント等の参加者は男女同数を目標とすること。
- (4) 交流イベント等の会場は町内において実施すること。ただし、やむを得ない理由があると町長が認める場合は、この限りではない。
- (5) 公序良俗に反するまたは、社会通念上適当でないと認められる内容は含まないこと。

2 前項に該当する事業であっても次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業とならない。

- (1) 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とするもの
- (2) 他の制度から補助金等の交付を受けるもの

- (3) 交付決定時において事業に着手しているもの
 - (4) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの
 - (5) その他町が補助をすることが不適当と認められるもの
- (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号の額又は30万円のいずれか低い額とする。ただし、同一補助事業者への交付は、同一年度において50万円を限度とする。

- (1) 補助対象者が町内の場合、補助対象経費の合計金額の4分の3以内の額
 - (2) 補助対象者が町外の場合、補助対象経費の合計金額の2分の1以内の額
- (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要説明書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助することを決定したときは五戸町婚活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定したときは、五戸町婚活支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第7条第1項各号のいずれかに該当する事情が生じたことにより、補助事業の内容に変更が生じた場合には、あらかじめ事業内容変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 規則第7条第1項各号のいずれかに該当する事情が生じたことにより、補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出

し、その承認を受けること。

(3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業完了の日に属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、規則第6条の規定により補助金の交付の申請を取下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日以内に、補助金交付申請取下書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(状況調査等)

第10条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じ補助金の遂行の状況について報告を求め、その結果必要と認めるときは、必要な指示をすることができる。

2 町長は、補助事業者に対し、必要に応じ実地に調査し、その結果必要と認めるときは、必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止又は中止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止又は中止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業完了(廃止)実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 事業に要した費用の領収書等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書等の提出を受けたとき、当該実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、補助金確定通知書(様式第8号)を通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条により額を確定したあとに交付するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金(概算払)請求書(様式第

9号)を町長に提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第15条 町長は、規則第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付の決定を取消したときは、規則第15条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第15条第2項の規定により補助金の返還を求めるものとする。

(延滞金)

第17条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、規則第16条の規定により延滞金を町に納付しなければならない。

(立入調査等)

第18条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、規則第18条の規定により補助事業者に対して報告を求め、又は町職員にその事務所等に立ち入らせ、関係書類その他物件を調査させ、若しくは補助事業者の関係者に質問させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成28年6月13日 五戸町告示第51号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内容
報償費	講師謝礼等（謝金、交通費）
消耗品費	町内で調達したものに限る。ただし、事業の実施に不可欠であると町長が認めるときは、この限りではない。
燃料費	ガソリン代等（車両借上げの場合に限る。）
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料の印刷費、コピー代等
通信費	郵便料
広告料	新聞、テレビ、ラジオ等の広告宣伝費
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・車両賃借料、設備賃借料等
その他	町長が必要と認める経費

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

五戸町長 様

申請者

（住所）

（団体名）

（代表者氏名）

㊟

（電話）

五戸町婚活支援事業費補助金交付申請書

このことについて、補助金の交付を受けたいので、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第2条の規定を満たす団体であることを宣誓します。

記

事業の名称	
全体事業費	円
交付申請額	円
着手及び完了予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
添付書類	(1) 団体概要説明書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) その他町長が必要と認める書類

様

五戸町長 ⑩

五戸町婚活支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった五戸町婚活支援事業費補助金については、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業内容

五戸町婚活支援事業費補助金交付申請書類に記載のとおりとする。

※申請の内容に変更があるときは、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、五戸町婚活支援事業費補助金事業内容変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。

※事業が完了したときは、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、速やかに五戸町婚活支援事業費補助金事業完了実績報告書（様式第7号）を提出してください。

様式第3号（第7条関係）

五企振第 号
年 月 日

様

五戸町長 印

五戸町婚活支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けて交付申請のあった五戸町婚活支援事業費補助金については、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、不交付ということに決定したので通知します。

記

1 交付予定額 金 _____ 円

2 不交付決定事由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

五戸町長 様

申請者

（住所）

（団体名）

（代表者氏名）

㊟

（電話）

五戸町婚活支援事業費補助金事業内容変更承認申請書

年 月 日付け五企振第 号で補助金の交付決定の通知を受けた五戸町婚活支援事業の内容を下記のとおり変更したいので、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付書類
 - （1）事業計画書（変更後）
 - （2）収支予算書（変更後）
 - （3）その他町長が必要と認めるもの

年 月 日

五戸町長 様

申請者

（住所）

（団体名）

（代表者氏名）

⑩

（電話）

五戸町婚活支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け五企振第 号で補助金の交付決定の通知を受けた五戸町婚活支援事業の内容を下記のとおり中止（廃止）したいので、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

五戸町長 様

申請者

（住所）

（団体名）

（代表者氏名）

㊟

（電話）

五戸町婚活支援事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け五企振第 号で補助金の交付決定の通知を受けた五戸町婚活支援事業費補助金の交付申請を、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により取下げます。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額
- 3 取下げの理由

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

五戸町長 様

申請者

（住所）

（団体名）

（代表者氏名）

㊞

五戸町婚活支援事業費補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け五企振第 号で補助金の交付決定の通知を受けた五戸町婚活支援事業が完了したので、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業完了日 年 月 日

3 関係書類

（1）事業実績書

（2）収支決算書

（3）事業に要した費用の領収書等の写し

（4）その他町長が必要と認めた書類

様式第8号（第12条関係）

五企振第 号
年 月 日

様

五戸町長

印

五戸町婚活支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった五戸町婚活支援事業費補助金については、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

（単位：円）

交付決定額	確定額 A	交付済額 B	未交付額 A - B	備考

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

五戸町長 様

申請者

（住所）

（団体名）

（代表者氏名）

㊞

五戸町婚活支援事業費補助金（概算払）請求書

金 _____ 円

年 月 日付け五企振第 _____ 号で補助金の交付決定の通知を受けた五戸町婚活支援事業費補助金として、五戸町婚活支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり（概算払）請求します。

記

交付決定額 金 _____ 円

振込先 金融機関名（支店名）

預金種目

口座番号

口座名義人